



平成 28 年 5 月 25 日

各 位

キーウェアソリューションズ株式会社
代表取締役社長 三田 昌弘
(コード番号：3799 東証第二部)
問い合わせ先 広報 I R 室長 後根 桂二
(電話 03-3290-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 28 年 5 月 25 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 51 回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が施行され、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 25 条(取締役の責任免除)および第 34 条(監査役の責任免除)の一部をそれぞれ変更するものであります。

また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えるため、補欠監査役を選任できる旨、および補欠監査役の選任手続きの煩雑さを勘案し、選任決議が効力を有する期間を選任後 4 年以内とする旨を現行定款第 28 条第 2 項ならびに第 3 項に追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 23 日
平成 28 年 6 月 23 日

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役</u>との間で、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額を限度とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (選任)</p> <p>第28条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当会社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>社外監査役</u>との間で、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額を限度とする。</p> | <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額を限度とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (選任)</p> <p>第28条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当会社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>監査役</u>との間で、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額を限度とする。</p> |